

学童保育事業利用者の延長保育料の設定について（案）

1 延長保育料の設定理由

平成30年4月から、新たに平町児童館学童保育クラブ（仮称）と上目黒五丁目学童保育クラブ（仮称）を開所する予定である。

今まで学童保育クラブの利用時間は全施設一律で、小学校が休業日でない日は、下校時から午後6時15分（土曜日は午後6時）まで、小学校の休業日は、午前8時15分から午後6時15分（土曜日は午前8時30分から午後6時）までであったが、区民の声の意見や保護者会から利用時間の延長の要望が多く寄せられていた。

今回新たに開所する学童保育クラブについて、利用時間を延長することとし時間延長に伴う延長保育料を設定する。

2 延長保育料の内容

(1) 利用時間と延長保育料

午後7時までの利用延長時間について、延長保育料を設定する。延長保育料については月額単位とする。

通常の保育料	利用時間	保育料（月額）
	学校が休業日でない日（月～土） 下校時から午後6時15分 （土曜日は午後6時まで）	8,000円
	小学校が休業日（月～土） 午前8時15分から午後6時15分 （土曜日は午前8時30分から午後6時まで）	
延長の保育料	学校が休業日でない日（月～土） 下校時から午後7時	9,000円 ※延長保育料（1,000円）を含む
	小学校が休業日（月～土） 午前8時から午後7時	

(2) 延長保育料の減免

延長保育料の減免対象は、既存の保育料の減免と同様とする。

減免	対象世帯	延長保育料
免除	生活保護世帯	1,000円→0円
	区民税非課税世帯	
	第3子の延長保育料	
	区民税課税世帯で均等割のみ課税	
50/100	区民税所得割の税額の合計が10,000円以下	1,000円→500円
	就学援助を受けているとき	

3 施行日

平成30年4月1日から施行する。

4 今後の予定

平成29年9月 第三回定例会 条例の一部を改正する条例（案）提案
10月1日 ホームページ等で周知

以 上